

日伊女性会議

11月25日第3部『女性・労働・家族』

松浦千誉(拓殖大学教授)

日本の家族法からみたイタリアの家族法の特徴

「要旨」

歴史的にみると、イタリアの家族法と日本の家族法の決定的な相違は、宗教・カトリックの影響の有無である。この点が、基本的な異質性である。

カトリックの「家族統一体」と日本の「家」制度とは、根本理念は異なっているが、家族団体の拘束が強く、男女役割分業体制が、根強く存在している点で、同質性がある。

それゆえ、法規範の上 (de jure) だけでなく実効性の上で (de facto)、両国を比較することに意義があると思う。

その第一段階として、まず、イタリア家族に対する法規制の特徴のいくつかを家族法を中心に紹介する。

「報告」

1. 憲法と家族条項

日本国憲法 (1946) 24条「個人の尊厳、男女の本質的平等」家族条項ない。

イタリア共和国 (1947) 憲法 家族の諸権利を尊重している。

29条「婚姻における両性の平等」家族条項の存在

30条「子どもに対する親の義務と権利、非嫡子の保護」

31条「家族形成への配慮、母性、児童、青年の保護」

37条「女子労働者の権利・報酬の平等、勤労条件への特別、未成年勤労者の保護」

7条 国家と宗教との関係を規定し、カトリック教会に特別の地位を与えている。ラテラノ政教条約の承認—婚姻管轄権を国家と等しくカトリック教会も持つ。

2. 民法の体系のなかの家族法

パンデクテン（日本）—ドイツから

インスティチオーネス（イタリア）—フランスから

3. 家父長制から平等性への時期

家父長制から平等法制への変化の時期は、わが国は、第二次大戦終結、憲法制定、民法の親族・相続編改正へと直結しており、世界的にみても法制度の上では早く、1947年に男女平等規定となった。イタリアは、多くの違憲判決をへて1975年に家族法の改正が実現した。なお、イタリアには、憲法裁判所があって、多くの違憲判決を出している。

4. 婚姻制度 婚姻の世俗化、二元的婚姻制度の存在

近代国家としてのイタリア王国最初の民法典（1865）は、民事婚一元主義をとり、それまで教会が独占的に有していた婚姻事項の管轄権が国に移管された。すなわち、神様が付与する秘蹟・ sacramentとしての婚姻は国家はみとめず、国家法である民法に基く婚姻だけになった。しかし、これは、イタリアの実態を反映していなかった。そこで、イタリア政府と法王庁の間で、1929年ラテラノ政教条約・コンコルダートが成立し、民法の婚姻規定にもとづく民事婚と教会婚（教会法典に基づく婚姻の承認）という二元的婚姻制度を採用した。1983年には、コンコルダートの改正があり、教会は、保有していた多くの特権を失ったが、二元的婚姻制度は現在もなお存続している。

5. 離婚制度 国家法（家族法）と教会法の乖離

カトリック教理は、婚姻不解消主義を採用していて、離婚を認めていない。その影響は、民事婚にも及んでいて、1970年までイタリアでは、法制度としての離婚はみとめられていなかった。そのかわり、食卓とベットを分離するが、婚姻そのものは継続する、カトリック教理にも積極的に反しない別居が、法制度の上でも認められていた。この年、私はイタリア政府の給費留学生としてローマ大学に留学していたので、いわゆる離婚法、正式には「婚姻解消の諸場合の規律」の成立を目の当たりで見ることが出来た。「バチカンのお膝元イタリアでも離婚が！」「離婚は法律である！」といった記事が世界中に配信された。

1974年には、離婚法廃止の国民投票が行われ、6割の国民の賛成をえて離婚法の存続が決定した。しかし、日本とは異なって、民法の中には規定されず、特別法として存在している。民法には、婚姻解消の場合として、相手方・一方配偶者の死亡の場合が規定されているだけである。

一番使われている離婚原因は、法的別居であるが、離婚への過渡期としての別居と安定状況としての別居がある。そのようなわけで、世界的に見ると離婚率は、イタリアは非常に低い。しかし、法的別居、事実上の別居も含めると、ドイツやフランスと遜色ない婚姻破綻が生じている。

二元的婚姻制度の反映として、婚姻破綻がおきると、民事婚の場合、いわゆる離婚の効果が生ずるが、教会婚の場合には、婚姻の民法上の効果の停止だけで、教会婚は、なお存続するので、教会婚の再婚はできない。民事婚の再婚ができるだけである。そのせいか、教会裁判所・サクラロータでは、そもそも婚姻は成立していなかったとする無効の婚姻・無効婚・ヌリタ判決が、イタリアのいわゆる「離婚法」の成立後、飛躍的に増加している。

6. 若干の婚姻及び離婚に関する現行法規定の対比

婚姻適齢—婚姻成立の要件として、イタリア民法および教会法は、男女ともに、18歳の成年達成が原則として、もとめられる。わが国の男18歳、女16歳は、差別規定として、女性差別撤廃条約、児童の権利条約、人権規約など日本が批准している国際条約の委員会から、改正勧告がでてい。もともと1996年に法務省の法制審議会から出された民法改正案では18歳となっている。

夫婦の氏—イタリアは、結合姓又は連姓といわれるもので、妻は、夫の氏を自分の氏に付加しなければならないが、夫は、妻の氏を付加する必要はない。しかし、労働手帳はなど、旧姓でもよく、通称がかなり使われているが、規定としては不平等である。日本は、規定の上では、平等であるが、96%の婚姻は夫の氏を称するので、結果的に女性が氏を変えることになり、不平等になる。これを解消するた

めに、夫婦は同じ苗字を求める同姓強制ではなく、別姓の主張がなされている。改正案では、
選択的別姓が規定されている。

夫婦財産制—イタリアは財産上の婚姻の効果について詳細に規定しているが、日本は簡単である。日本もイタリアも法律のうえでは、夫婦財産契約の自由をさだめているが、

その実効性となると大きな違いがある。日本では夫婦財産契約は年間 10 件ぐらいしかないが、イタリアでは、いくつかの契約パターンを定めており、利用されている。

家族財産制として、4 種の制度を規定している。すなわち、契約制である①別所有、別管理の別産制 ②契約共有制、③家産基金制と、法定制である④婚姻後取得財産共有制である。これらの制度の選択は、主に配偶者間の契約に基づくことになるが、それは、婚姻前も、婚姻中も、制度の変更、併設も可能な弾力的なものである。また、

契約を締結しなかった場合、④婚姻後取得財産共有制が適用されることになるが、各人の特有財産・固有財産は、個別の所有の属するので、包括的共有制でないことに注意する必要がある。このように、婚姻の財産的效果として、夫婦の財産関係だけを規律するのではなく、子どもが成年するまで継続する「家産基金」の設定も可能にしていあって、家族団体を予定している点が注目される。

家族事業—農家や小売店、家内工業にみられる、配偶者や親族の家業への寄与者に、所得を保証した規定がある。この規定は、家父長制から平等性への 1975 年の家族法の大改正に際して導入されたものである。配偶者や 3 親等内の血族、2 親等内の姻族が、家族内労働あるいは家族経営体の労働に従事している場合、家族の財産状態に応じて生計費についての権利をもち、労働の質と量の応じて、事業の利益やその利益により取得した財産や事業の拡張分に加わる権利がある。この規定は、強行規定であって、法定共有制をはじめ他の財産制規定と抵触する場合には、この規定が優先

する。

別居・離婚給付—上記したような財産契約があれば、家族共同体の破綻に際して、離婚給付額の決定は、比較的簡単である。財産制の解消、すなわち清算と考えることが出来る部分が大きいためである。また、年金の離婚配偶者への分割も、1987年のいわゆる「離婚法」の大改正以来みとめられている。

7、最近の民法改正 別居、離婚の際の共同親権の導入

2006年の2月に成立した別居・離婚の際のこどもの取り扱いに関する法規の改正により、父母の共同親権が法定された。ちなみに、わが国は、離婚の場合、単独親権となるので、面接交渉権（visiting right）、監護権をめぐって問題が生じ、また、世界的潮流にも反している。わが国でも共同親権への要求もでているので、立法上の参考になると思う。そのほか、養子制度に関しても、イタリアの法規定は、養子となる子の保護の観点からも先進的なもので、未成年養子を民法から除き、特別法として福祉の対象とする等、わが国の参考になるであろう。